

公益財団法人鳥取県保健事業団職員採用募集案内

公益財団法人鳥取県保健事業団

募集内容、勤務条件、採用試験の概要は以下のとおりです。

1 採用する職種及び人数

(1) 保健師・看護師・准看護師

- ・鳥取市勤務 . . . 1名
- ・倉吉市勤務 . . . 1名

(2) 診療放射線技師 . . . 1名

※ なお、必要資格・免許等が取得できなかった場合は採用を取消します。

2 採用予定日 随時

最長6ヶ月間の試用期間あり

但し、既資格取得者（資格取得者等）採用予定日については調整可

3 採用試験日

1次試験：書類選考

2次試験：筆記試験（随時調整可）

3次試験：面接試験（随時調整可）

4 試験会場

公益財団法人 鳥取県保健事業団（鳥取市富安2丁目94-4）

5 受付期間

平成29年8月7日(月)～平成29年8月31日(木)

受付方法

原則 郵送による受付とします。

※採用の状況によって、受付期間内であっても受付を締め切る場合があります。

6 受験資格

ア 年齢等（雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ）

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、下記の年齢で募集します。

(1)保健師・看護師・准看護師

- ・応募時点以後直近の4月1日の年齢が45歳以下の人

※60歳に達した日以後における最初の3月31日が定年退職日となります。

再雇用制度あり 65歳まで

(2)診療放射線技師

- ・昭和62年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許等

(1) 保健師・看護師・准看護師

- ・保健師・看護師・准看護師免許を有する者

(2) 診療放射線技師

- ・診療放射線技師免許を有する者

※ ただし、次の者は試験を受けられません。

1. 成年被後見人及び被保佐人

(注) 「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされている準禁治産者を含む。

2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
3. 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
4. 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者
5. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 申込に必要な書類

- ・履歴書（写真貼付、高校卒業以上記載）
- ・自己紹介書 または 職務経歴書（仕事内容を具体的記載）
- ・成績証明書（厳封されたもの）
- ・卒業証明書（平成29年度卒業見込みの者は、卒業・終了見込証明書）
- ・既資格取得者は免許証の写し

8 試験内容

1次試験 書類審査

2次試験

保健師・看護師・准看護師、診療放射線技師

予定：適正検査（40分程度）及び小論文（90分）

※2次試験の詳細は、1次試験結果と併せて通知します。

3次試験 面接（1人10～20分程度）

※3次試験の詳細は、2次試験結果と併せて通知します。

9 試験結果の通知

1次試験 書類受付後 1週間以内 本人宛に郵送
2次試験 2週間以内 本人宛に郵送
3次試験 1週間以内 本人宛に郵送

10 勤務地 当財団事務所が所在する鳥取市、倉吉市、米子市のいずれか
(転勤有り)

但し、

・保健師・看護師・准看護師については、鳥取市、倉吉市の勤務で募集

11 勤務時間及び給与 当財団の就業規則及び給与規程によります

平成29年7月31日

問合わせ先 〒680-0845 鳥取市富安2丁目9-4

公益財団法人 鳥取県保健事業団 総務課 津村・米本

TEL 0857(23)4841

URL:<http://www.hokenjigyoudan-tottori.or.jp/>